

公助

市・県・国・消防といった行政機関における防災体制整備を「公助」と呼びます。
具体的には、市役所・静岡県・消防・自衛隊・海上保安庁・警察等各機関とも、災害の発生からできるだけ早く、応急対策活動ができるよう備えています。

また市民や関係機関と連携し、災害時や災害に備えた防災・減災対策について、いろいろな取り組みを行っています。

＝＝＝ 主な公助の取り組み ＝＝＝

●防災関係機関の災害対策などを定めた地域防災計画の策定

●焼津市地震・津波対策アクションプログラム 2014 の策定、 焼津市津波防災地域づくり推進計画の策定等

●情報伝達機能の充実 P16 参照

- ・ やいづ防災メール
- ・ フェイスブック
- ・ ホームページ等の活用
- ・ 防災行政無線の充実
- ・ 自治会とのホットライン構築



●避難所機能の充実

- ・ 備蓄品の整備、管理



●自助への支援

- ・ 出前講座やパンフレット配布による啓発など

●共助への支援

- ・ 自主防救助隊訓練（救助技術の向上）
- ・ 防災リーダー育成講座
- ・ 防災出前講座



- ・ 出前講座による自主防災活動の啓発
- ・ 自主防災活動への補助金交付
- ・ 救命講習

●災害発生時の救助活動（人命救助、復旧・復興など）

●電気・ガス・水道などのライフラインの応急対策

●防災訓練（自主防災会・関係機関との連携強化）

●防災施設（防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽など）の整備

●津波避難施設の整備

- ・ 津波避難タワー整備



- ・ 高台整備



●津波救命艇設置



●情報の見える化

- ・災害対策本部機能の充実
- ・機動指揮車配備
- ・現場映像中継システム導入
- ・防災航空隊設置



==== 被災後の生活支援について ====

もし、被害に遭ってしまったら...

地震などの自然災害によって被災した際に、生活再建への取り組みを行うさまざまな制度が用意されています。

経済・生活面の支援 ～被災後のくらしの状況から支援制度を探す～

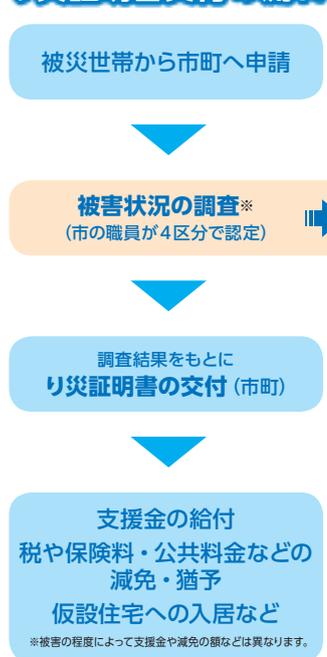
被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度
親や子どもが災害により死亡した	・災害弔慰金
負傷や疾病により障害が出た	・災害障害見舞金
当面の生活資金や生活再建の資金が必要	・被災者生活再建支援制度 ・災害援護資金 ・生活福祉資金制度による各種
税金や保険料等の支払い猶予等をしてほしい	・市税・県税・国税、公共料金等の特別措置 ・医療保険・介護保険・国民健康保険料等の減免、猶予等
住まいの被害状況に応じて	再建のための支援
住まいを建て替え・取得したい	・災害復興住宅融資
住まいを補修したい	・災害援護資金等の貸付

※世帯の状況などによって利用できる制度は異なります。また中小企業や自営業の方を対象とした制度もあります。詳細は確認するようにしてください。

被災者生活再建支援金の支給、住宅の応急修理など、様々な公的支援を受けるには、「り災証明書」が必要です。

「り災証明書」とは? 地震や風水害などで被災した、家屋や事業所などの、被害の程度を公的に証明するもの。

り災証明書交付の流れ



被害の程度	外観の被害の事例	イラストでみる事例
全壊 (全焼・全流失)	<ul style="list-style-type: none"> 家がつぶれる 傾きがとても大きくて倒れそう 基礎が破壊して建物を支えられない 	
大規模半壊 (半焼)	<ul style="list-style-type: none"> 傾きが大きい 建物全体(屋根、壁、基礎)に大きな被害がでている 	
半壊 (半焼)	<ul style="list-style-type: none"> 傾きが大きい 建物の一部(屋根、壁、基礎)に大きな被害がでている 	
一部損壊	<ul style="list-style-type: none"> 傾きがほとんどない 建物の一部(屋根、壁、基礎、その他)に軽微な被害がでている 	

出典: NIED 国立研究開発法人 防災科学技術研究所 生活再建支援連携体

※「り災証明書」発行のための調査は、被災した建物を応急的に調査し「赤」「黄」「緑」色で危険度を示す「応急危険度判定」とは別の調査です。

違いを知っておこう、「住宅の被害認定」と「建物の応急危険度判定」

地震により被災した建物は、その後の余震等で倒壊したり、物が落下して、人命に危険を及ぼすおそれがあります。また、行政は、災害からの生活再建に向け、被害の程度を把握し、支援策を講じます。万が一、地震で家屋が被害を受けた場合の**住宅の被害認定**と、**建物の応急危険度判定**の違いについて紹介します。**これらの調査は、目的や役割が異なります。**

り災証明書を受けるためにはこちらが必要!!

住宅の被害認定調査(発災後、一週間程度から実施)

- 被災した住宅の被害の程度(全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊)を認定するために行います。
- 市は、調査結果に基づき被災世帯に「り災証明書」を発行します。

【誰が調査するの?】 → 市の課税課職員等です。

被害の程度の認定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

り災証明書

被災者支援策



建物の応急危険度判定(発災後、速やかに実施)

- 建物の二次災害防止のために行います。
- 建築物への立入りの可否を住民に情報提供します。

危険:立ち入り危険
要注意:立ち入る際は十分注意
調査済:注意して使用

【誰が調査するの?】 → 応急危険度判定士です。



判定結果の色だけではなく、なぜこういう判定なのかを丁寧に説明しています。(支援職員の声)

